

平成28年9月15日

保護者の皆様へ

京都市立近衛中学校

校長 田中 基

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に、「特別警報（大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に「特別警報（下校後に発令）」「暴風警報」が発令された場合

※特別警報は、解除されるまでは命を守る行動をとることを優先とし、登校を見合わせ自宅待機させてください。

い。

| 警報 | 時 間 帯 | | 対 応 |
|--------|-----------------------|-------------|----------------|
| 「特別警報」 | 午前0時までに解除された場合 | | 5校時から始業（給食は中止） |
| | 午前0時現在、「特別警報」発令中の場合 | | 臨時休業 |
| 「暴風警報」 | 解除された場合 | 午前 7時までに解除 | 平常授業 |
| | | 午前 9時までに解除 | 3校時から始業 |
| | | 午前 11時までに解除 | 5校時から始業（給食は中止） |
| | 午前 11時現在、「暴風警報」発令中の場合 | | 臨時休業 |

2 在校中に「特別警報」が発令された場合

直ちに臨時休業とします。下校の安全が確認できるまで、原則、生徒は学校に留めて置きます。その後、気象状況・帰宅に要する時間・通学路の状況・家庭状況などを十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。必要に応じて、保護者と連絡がとれるまで、学校に留め置くことといたします。

3 在校中に「暴風警報」が発令された場合

下校の安全が確認できるまで、原則、生徒は学校に留めて置きます。その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などを十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

以上、お子たちにもその主旨をご指導いただきますようお願いします。

※ 尚、この用紙は今年度中保存していただき、台風接近時にご確認ください。